

掛金（保険料）の率と負担金の率

（単位：％）

費用の区分	組合員の区分	組合員の掛金 （保険料）の率		地方公共団体の負担金 （事業主負担分）の率		合計		
		標準報酬 月 額	標準期末 手 当 等	標準報酬 月 額	標準期末 手 当 等	標準報酬 月 額	標準期末 手 当 等	
短期 給付	健康 保 険 分	一般組合員	53.16	53.16	54.95	54.95	108.11	108.11
		特定消防組合員						
		市町村長組合員						
		特別職組合員						
		70歳以上組合員 (70歳から75歳未満)						
		後期高齢適用者 (75歳以上)						
		短期組合員						
		後期高齢者等短期組合員						
	介護 保 険 分	一般組合員	8.38	8.38	8.38	8.38	16.76	16.76
		特定消防組合員						
		市町村長組合員						
		特別職組合員						
		70歳以上組合員 (70歳から75歳未満)						
		後期高齢適用者 (75歳以上)						
短期組合員								
後期高齢者等短期組合員	—	—	—	—	—	—		
長期 給付	厚生 年 金 保 険	一般組合員	91.50	91.50	91.50	91.50	183.00	183.00
		特定消防組合員						
		市町村長組合員						
		特別職組合員						
		70歳以上組合員 (70歳から75歳未満)						
		後期高齢適用者 (75歳以上)						
		短期組合員						
	後期高齢者等短期組合員	—	—	—	—	—		
	退職 年 金 給 付	一般組合員	7.50	7.50	7.50	7.50	15.00	15.00
		特定消防組合員						
		市町村長組合員						
		特別職組合員						
		70歳以上組合員 (70歳から75歳未満)						
		後期高齢適用者 (75歳以上)						
		短期組合員						
	後期高齢者等短期組合員	—	—	—	—	—		
	経過 的 長 期	一般組合員	—	—	0.0953	0.0953	0.0953	0.0953
		特定消防組合員						
市町村長組合員								
特別職組合員								
70歳以上組合員 (70歳から75歳未満)								
後期高齢適用者 (75歳以上)								
短期組合員								
後期高齢者等短期組合員	—	—	—	—	—			
福祉 事 業	一般組合員	1.51	1.51	1.51	1.51	3.02	3.02	
	特定消防組合員							
	市町村長組合員							
	特別職組合員							
	70歳以上組合員 (70歳から75歳未満)							
	後期高齢適用者 (75歳以上)							
	短期組合員							
後期高齢者等短期組合員	—	—	—	—	—			

(注)

1. 上記の率は、いずれも標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対する率です。
2. 短期給付の負担金の率には、公的負担として地方公共団体が負担する特別財政調整負担金の率、並びに育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金の率は含まれておりません。
3. 短期給付の掛金の率は連合会の調整交付金、特別調整交付金を控除した率です。
4. 長期給付に係る保険料及び掛金と負担金の率は、平成30年9月以降は固定されています。
5. 長期給付に係る経過的長期の負担金の率には、公務等（障害及び遺族年金による）に係る負担金の率を含みます。
6. 組合員が後期高齢者医療制度の被保険者の場合、短期給付については、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分のみが掛金と負担金の対象となります。
7. 任意継続組合員の掛金の率は、短期給付の掛金の率と負担金の率の合計です。ただし、40歳以上65歳未満の任意継続組合員は介護保険の掛金の率と負担金の率の合計の率が別途加算されます。